

札幌市アスベスト問題対策会議設置要領

1 目 的

アスベスト問題に係る情報の共有や対応策の検討を行うとともに、全庁横断的な連携体制を整備し、その対策を総合的に推進するために、札幌市アスベスト問題対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

2 基本方針

アスベスト問題は市民の生命、健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、アスベスト対策を計画的かつ着実に実施するとともに、市民への的確な情報提供を行うことにより、市民の健康被害の未然防止と生活環境の保全に努めるものとする。

3 所掌事項

対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) アスベストの適正管理に係る対策(点検、措置、報告)に関すること。
- (2) アスベスト対策に係る体制の整備に関すること。
- (3) 情報の収集及び共有に関すること。
- (4) 市民への情報提供に関すること。
- (5) 非常時における対応策の検討に関すること。
- (6) 職員や市民、事業者に対する啓発に関すること。
- (7) アスベスト対策に係る各種要領の策定及び改定に関すること。
- (8) その他アスベスト対策に関して必要と認められること。

4 組 織

- (1) 対策会議は別表に掲げる者をもって組織する。
- (2) 対策会議は必要に応じてその会議に構成員以外の者を加えることができる。
- (3) 対策会議は必要に応じて部会を設けることができる。
- (4) 対策会議に議長と副議長を置き、議長は環境管理担当部長をもってこれに充て、会務を掌理する。副議長には建築部長をもってこれに充て、議長を補佐する。
- (5) 非常時には、市長を本部長とする「札幌市アスベスト問題対策本部」を設置するものとし、関係局長をもって組織する。

5 会 議

- (1) 対策会議は、年に1度、議長が招集する。
- (2) 対策会議は、(1)のほか重要案件が生じた際に、必要に応じて議長が招集する。

6 庶 務

対策会議の事務局を、環境局環境都市推進部環境対策課に置く。

7 その他

この要領に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

付 則

この要領は平成17年7月19日から施行する。

この要領は平成24年9月19日から施行する。

この要領は平成26年9月8日から施行する。

この要領は平成28年5月12日から施行する。

この要領は平成29年3月13日から施行する。

この要領は平成29年10月4日から施行する。

この要領は令和6年1月16日から施行する。

別 表

危) 危機管理部長	建) 総務部長
総) 行政部長	下) 経営管理部長
総) 職員部長	下) 処理担当部長
デ) 情報システム部長	都) 市街地整備部長
政) 政策企画部長	都) 住宅担当部長
財) 工事管理室長	○都) 建築部長
市) 地域振興部長	都) 建築指導部長
ス) スポーツ部長	都) 建築安全担当部長
保) 総務部長	交) 事業管理部長
保) ウェルネス推進担当部長	交) 技術担当部長
保) 生活衛生担当部長	水) 総務部長
子) 子ども育成部長	水) 浄水担当部長
経) 産業振興部長	病) 経営管理部長
環) 環境事業部長	消) 総務部長
環) 清掃事業担当部長	教) 生涯学習部長
環) 施設担当部長	教) 学校施設担当部長
◎環) 環境管理担当部長	人) 次長

(◎は議長、○は副議長を示す)

札幌市アスベスト問題対策会議設置要領 新旧対照表

旧（現行）		新（改正案）		備考（改定事項等）
1～7 （省略）		1～7 （現行のとおり）		決裁日を施行日とする
<p>付 則</p> <p>（省略）</p> <p>この要領は平成 29 年 10 月 4 日から施行する。</p>		<p>付 則</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>この要領は平成 29 年 10 月 4 日から施行する。</p> <p><u>この要領は令和 6 年 月 日から施行する。</u></p>		
別 表		別 表		<p>市有施設を所管する局の新設に伴う追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デ) 情報システム部長 <p>前回改正（平成 29 年 10 月 4 日）以降の名称変更を反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危) 危機管理部長 ・保) ウェルネス推進担当部長
<p>危) 危機管理対策部長</p> <p>総) 行政部長</p> <p>総) 職員部長</p> <p>政) 政策企画部長</p> <p>財) 工事管理室長</p> <p>市) 地域振興部長</p> <p>ス) スポーツ部長</p> <p>保) 総務部長</p> <p>保) 健康企画担当部長</p> <p>保) 生活衛生担当部長</p> <p>子) 子ども育成部長</p> <p>経) 産業振興部長</p> <p>環) 環境事業部長</p> <p>環) 清掃事業担当部長</p> <p>環) 施設担当部長</p> <p>◎環) 環境管理担当部長</p> <p>建) 総務部長</p>	<p>下) 経営管理部長</p> <p>下) 処理担当部長</p> <p>都) 市街地整備部長</p> <p>都) 住宅担当部長</p> <p>○都) 建築部長</p> <p>都) 建築指導部長</p> <p>都) 建築安全担当部長</p> <p>交) 事業管理部長</p> <p>交) 技術担当部長</p> <p>水) 総務部長</p> <p>水) 浄水担当部長</p> <p>病) 経営管理部長</p> <p>消) 総務部長</p> <p>教) 生涯学習部長</p> <p>教) 学校施設担当部長</p> <p>人) 次長</p>	<p><u>危) 危機管理部長</u></p> <p>総) 行政部長</p> <p>総) 職員部長</p> <p><u>デ) 情報システム部長</u></p> <p>政) 政策企画部長</p> <p>財) 工事管理室長</p> <p>市) 地域振興部長</p> <p>ス) スポーツ部長</p> <p>保) 総務部長</p> <p><u>保) ウェルネス推進担当部長</u></p> <p>保) 生活衛生担当部長</p> <p>子) 子ども育成部長</p> <p>経) 産業振興部長</p> <p>環) 環境事業部長</p> <p>環) 清掃事業担当部長</p> <p>環) 施設担当部長</p> <p>◎環) 環境管理担当部長</p>	<p>建) 総務部長</p> <p>下) 経営管理部長</p> <p>下) 処理担当部長</p> <p>都) 市街地整備部長</p> <p>都) 住宅担当部長</p> <p>○都) 建築部長</p> <p>都) 建築指導部長</p> <p>都) 建築安全担当部長</p> <p>交) 事業管理部長</p> <p>交) 技術担当部長</p> <p>水) 総務部長</p> <p>水) 浄水担当部長</p> <p>病) 経営管理部長</p> <p>消) 総務部長</p> <p>教) 生涯学習部長</p> <p>教) 学校施設担当部長</p> <p>人) 次長</p>	
(◎は議長、○は副議長を示す)		(◎は議長、○は副議長を示す)		